

平成23年度競争入札参加資格審査申請書提出要領（建設工事）

安 城 市

平成24年1月7日から同年3月31日までに安城市が行う建設工事の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札等（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及び参加資格審査の申請時期、申請方法、提出書類等については、次のとおりです。

1 競争入札参加資格審査の申請をできない者

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく許可を受けていない者
- (2) 建設業法第27条の29の規定に基づく「総合評定値」を受けていない者
- (3) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (4) 次のいずれかに該当する者
 - ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいる法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が、その経営又は運営に実質的に関与している法人等
 - ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
 - エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
 - オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
 - カ 役員等又は使用人が、アからオまでのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用する法人等
- (5) 次の税を滞納している者
 - ア 安城市税
 - イ 愛知県民税及び愛知県事業税
 - ウ 法人税又は所得税
 - エ 消費税及び地方消費税

2 競争入札に参加できない者

- (1) 安城市工事請負契約等に係る入札参加資格（一般・指名）停止要綱（平成12年4月1日施行）に基づき入札参加資格停止をされている者
- (2) 一般競争入札については、安城市条件付き一般競争入札実施要綱（平成20年12月8日施行）第5条第2項に基づき定められた対象工事ごとの条件を満たさない者

3 資格審査申請書受付

- (1) 申請方法 安城市電子入札システムを使用した電子申請及び必要書類郵送（又は持参）により申請
- (2) 送付宛先 〒446-8501
安城市桜町18番23号 安城市役所総務部契約検査課契約係 宛
- (3) 申請期間 随時

※電子申請及び必要書類が契約係に到着後、審査を行います。書類に不備がある場合は、本市の入札に参加できませんので、ご注意ください。

4 申請から登録までに要する期間

・書類到着日から2週間以内

※書類到着日とは、電子申請及び郵送した提出書類が市契約検査課に到着した日をいいます。

※上記の期間は、最も登録期間を要する場合の目安です。最長期間より早く登録が完了する場合もあります。

※提出書類等に不備がある場合は審査できません。その結果、上記の期間より登録が遅くなることがありますので確認の上提出してください。

5 登録有効期間

申請の時点で申告と納税を済ませている直近の経営事項審査基準日から **1年7か月後**まで

6 提出書類

「提出書類一覧」により番号順にそろえてください。

7 登録業者の分類

市内業者	市内に本店がある業者
準市内	建設業許可をもつ市内営業所等に契約権限が委任されている業者
知立建設事務所管内業者	それぞれの 建設事務所管内に本店 があり、その代表者が契約の相手方である業者
西三河・豊田加茂建設事務所管内業者	
県内業者	県内本店業者及び建設業許可のある県内営業所等に契約権限が委任されている業者
県外業者	上記以外の業者

※安城市条件付き一般競争入札要綱において、総合数値及び地域要件、公共実績に係る入札参加条件が対象工事ごとに設定されています。一般競争入札の参加を希望される方は、必ず確認してください。

8 書類の提出方法

「提出書類一覧」により番号順にそろえて「角形2号封筒」に入れて提出してください。

書類はホッチキス等で綴じないでください。

9 注意事項

- (1) 安城市では、県の統一様式は必要ありません。
- (2) 提出書類一覧中「指定用紙」とあるものは、必ず安城市指定様式で提出してください。
- (3) 文字は楷書で明瞭に記入してください。なお、ゴム印を使用できる箇所は、ゴム印でも可。(ゴム印は、はっきり押すこと。)
- (4) 審査完了の確認は、安城市電子入札システム『メインメニュー』→『登録内容／申請内容の確認』→『現登録内容の確認』画面をご覧ください。登録が完了している場合は、『現登録内容の確認』画面に申請内容が反映されます。登録が完了していない場合は、『メインメニュー』→『登録内容／申請内容の確認』→『申請内容の確認』に申請した内容が表示されます。(この場合しばらく期間をおいて再度確認してください。)
- (5) (4)の方法により、審査完了の確認ができますので、受付証等の返信書類・葉書は返信しません。(書類に同封されていても返信しませんのでご承知おきください。)
- (6) その他不明な点は、下記にお問い合わせください。

安城市総務部契約検査課 契約係 0566(71)2211(直通)

提出書類一覧

番号	提出書類	工事	記入要領
1	競争入札参加資格 更新審査申請書 (指定用紙)	○	○安城市電子入札システムの更新申請操作を行うと印刷できます。 ○申請者は、 本店の代表者(支店等に権限を委任している場合は受任者) となります。 ○ 申請書は2枚以上となる場合がありますが、全てを提出してください。 ○申請書の表紙に記載された希望業種一覧表には、 入札参加を希望する業種のみ○を付けてください。営業許可のある業種に全て○を付ける必要はありません。
2	使用印鑑届 又は委任状 (指定用紙)	○	○「使用印鑑届」か「委任状」のどちらか一方を記載してください。 ○使用印鑑届…入札、見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に使用する印鑑を押印すること。 ○委任状…代表者が登録期間中に入札、見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領等の権限を委任する場合のみとします。
3	印鑑証明書 (原本)	○	○法人の場合は法務局、個人の場合は市区町村長の証明書 ○申請日において発効日から3か月以内に証明されたものに限りします。
4	身分証明書 (原本)	○	○身分証明書… 個人営業の場合のみ (本籍地の市区町村で発行されます。) ○申請日において発効日から3か月以内に証明されたものに限りします。
5	登記事項証明書 (写し)	○	○登記事項証明書… 法人の場合のみ ○申請日において発効日から3か月以内に証明されたものに限りします。
6	工事経歴書 (指定用紙)	△	○ 市内業者及び準市内業者のみ提出すること ○ 1工事業種につき1件記載すること ○官公庁実績を記入すること。官公庁実績がない場合は、実績のない旨を記入すること。
7	組織図及び写真 (指定用紙)	△	○ 準市内業者のみ提出すること ○指定の場所に事務所の内外観写真(社名表示の確認のできるもの)を貼付し事務所の組織図及び案内図を記入してください。
8	許可又は登録 証明書 (写し)	○	○建設業許可証の写し(契約権限等の委任を受けた営業所の場合は、官公庁の收受印のある建設業許可申請書別表又は変更届等、当該営業所が許可を有することを確認できる書類も提出すること。)
9	総合評定値通知書 (写し)	○	○総合評定値通知書(経営規模等評価結果通知書)(大臣又は知事より送付されます)の写し。 ただし、有効期限内にあるものに限りします(有効期限は、審査基準日から1年7か月後まで)
10	技術職員名簿関係 (指定用紙及び写し)	△	○ 市内業者及び準市内業者のみ提出すること ○ 技術職員名簿(指定様式)、雇用関係を確認できるもの(写し)、国家資格証(写し)及び実務経験明細書(建設業法第7条第2号イ又はロに該当の場合のみ) を提出すること。 雇用関係を確認できる書類は、「雇用関係を確認できる書類例」を参照してください。 ○技術職員名簿は、申請時の最新状況を記載すること (経審申請書類中の「技術職員名簿」と一致しなくてよい。) ○準市内業者は、契約権限等の委任を受けた市内営業所等に属する者のみを記載すること。 また、提出書類一覧の番号7の「組織図及び写真」に記載する組織図に記載した技術職員と一致すること。
11	納税証明書 (写し)	△	○ 市内業者及び準市内業者のみ提出すること ○安城市発行の納税証明書(証明日現在に滞納がないことの証明)を提出すること ○申請日より発行日から3か月以内に証明されたものに限りします。
12	I S O登録証明書 (写し)	○	○ 安城市と契約を締結する本店又は営業所等 がI S O 1 4 0 0 1及びI S O 9 0 0 1認証を受けている場合、提出してください。

番号	提出書類	工事	記入要領
13	VE取得証明書 (写し)	○	○ <u>安城市と契約を締結する本店又は営業所等</u> にVE資格取得者が在籍している場合、提出してください。

○…必ず提出するもの △…該当する場合提出するもの

参考「雇用関係」を確認できる書類例 (市内及び準市内業者のみ提出)

内 容	根拠	所有者	作成者	備 考
健康保険被保険者証	健康保険法	技術者本人	都道府県又は健康保険組合	全ての法人事業所及び5人以上を雇用する個人事業所に雇用される者は、被保険者となる。
雇用保険被保険者資格等確認通知書	雇用保険法	技術者本人	公共職業安定所	法人・個人を問わず、1人以上を雇用する事業所に雇用される者は、被保険者となる。

【遵守事項：必ずお読みください】

上表の書類は、事業者が別に提出した「技術職員名簿（提出書類一覧番号10）」に記載した技術者が、雇用されているかどうかを確認するために使用します。市は、事業者と技術者の雇用関係が確認できればよいため、「事業者名」、「技術者の氏名」及び「雇用年月日」の項目以外はマジック等で塗りつぶし契約検査課職員が確認できないようにしてください。なお、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、雇用保険被保険者証等で、会社名及び雇用年月日が確認できないものは受付できませんのでご注意ください。

平成24年1月7日改正